

山陽小野田市地方卸売市場条例 改正案 新旧対照表

項 目	改 正 案	備 考
第1章 総則 (目的及び設置) 第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市における生鮮食料品等の需給の円滑化、取引の適正化を図り、もって市民生活の安定に資するため山陽小野田市地方卸売市場(以下「市場」という。)を設け、その健全な運営を確保することを目的とする。 (名称、位置及び面積) 第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。 (取扱品目)	第1章 総則 (目的及び設置) 第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市における生鮮食料品等の需給の円滑化及び取引の適正化を図り、もって市民生活の安定に資するため山陽小野田市地方卸売市場(以下「市場」という。)を設け、その健全な運営を確保することを目的とする。 (業務運営の基本原則) 第2条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。 (名称、位置及び面積) 第3条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。 (取扱品目)	・ 現行条例を踏襲 ・ 新設 ・ 業務規程の必須規定事項 ・ 開設者による差別的取扱いの禁止 ・ 現行条例を踏襲

第3条 市場の取扱品目は、次に定める生鮮食料品等とする。

(1) 主たる取扱品目 野菜、果実及びこれらの加工品

(2) 従たる取扱品目 鳥卵、花きその他生鮮食料品等及び市長が特に必要と認め、承認したもの

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 1月2日から同月4日まで、8月16日、同月17日及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前6時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者(市場において第3条に規定する取

第4条 市場の取扱品目は、次に定める生鮮食料品等とする。

(1) 主たる取扱品目 野菜、果実及びこれらの加工品

(2) 従たる取扱品目 鳥卵、花きその他生鮮食料品等及び市長が特に必要と認め、承認したもの

(開場の期日)

第5条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 1月2日から同月4日まで、8月16日、同月17日及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第6条 市場の開場の時間は、午前6時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始の時刻

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

扱品目の卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始の時刻は、前項の開場の時間の範囲内において市長が定める。

(市場関係者への通知)

第6条 市長は、開場の期日又は時間を変更しようとするときは、あらかじめ関係者に通知するものとする。

第2章 市場関係事業者

は、前項の開場の時間の範囲内において市長が定める。

(市場関係者への通知)

第7条 市長は、開場の期日又は時間を変更しようとするときは、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(定義)

第8条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 市長の許可を受け、市場において卸売の業務を行う者をいう。
- (2) 仲卸業者 市長の許可を受け、市長が市場内に設置する店舗において 市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を販売する業務を営む者をいう。
- (3) 売買参加者 市長の承認を受け、市場において卸売業者からせり売又は入札等の方法により卸売を受ける者をいう。

第2章 市場関係事業者

・ 現行条例を踏襲

・ 新設
・ 各条文の中で定義されていたものを1つの条文としてまとめた。

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 卸売業者は、法第58条第1項の規定による知事の許可及び市長の承認を受けなければならない。

2 卸売業者の数の限度は、1者とする。

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第9条 卸売業者の数の限度は、1者とする。

(卸売の業務の許可)

第10条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、商号及び住所

(2) 法人の場合にあつては、役員の氏名、資本金又は出資の額及び定款又は規約

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが

・知事の許可制から市長の許可制への変更に伴い修正

・知事の許可制から市長の許可制への変更に伴い新設

・仲卸の規定に準拠

なくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 卸売の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者であるとき。

(6) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(7) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで、第5号又は前号のいずれかの規定に該当する者があるとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の限度を超えることになるとき。

(保証金)

第8条 卸売業者は、契約の際、契約保証金20万円を納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、これを

(卸売業者の保証金の預託)

第11条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から30日以内に、市長に保証金20万円を預託しなければならない。

- ・ 預託期限追加
- ・ 2項追加

減免することができる。

2 前項の保証金は、市長の認める有価証券で時価の100分の70の金額が保証金額に達するものをもって、これに代えることができる。有価証券の時価が低下した場合は、補填しなければならない。

(保証金の充当)

第9条 前条の保証金は、卸売業者が業務上、市に損害を与えたときの賠償金に充当することができる。

2 前項の場合において、保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、その不足額を支弁しなければならない。

(保証金の返還)

第10条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から30日を経過しなければ、これを返還しないものとする。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければその業務を行うことができない。

(卸売業者の保証金の充当)

第12条 前条の保証金は、卸売業者が業務上、市に損害を与えたときの賠償金に充当することができる。

2 前項の場合において、保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、その不足額を支弁しなければならない。

(卸売業者の保証金の返還)

第13条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から30日を経過しなければ、これを返還しない。

(卸売の業務の許可の取消し)

第14条 市長は、卸売業者が第10条第3項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいず

・旧卸売市場法第26条「卸売業者の保証金」に規定されていた中央卸売市場における卸売業者の保証金について有価証券による代用の規定が削除されたため、それに準じ有価証券の代用を削除

・現行条例を踏襲

・現行条例を踏襲

・知事の許可制から市長の許可制への変更に伴い新設

れかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第10条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に第11条の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第10条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に当該卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

3 前項の規定による許可の取消しについては、次のとおりする。

(1) 市長は、許可の取消しとなる卸売業者に対し処分の理由を通知し、当該卸売業者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(2) 市長は、許可の取消しに係る審理は公開により行わなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第15条 卸売業者が事業（市場における卸売の

・知事の許可制から市長の許可制

業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第10条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。

（卸売業務の相続）

第16条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長の承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認をする旨又は承認をしない旨の通知を受けるまでの間

への変更に伴い新設

・知事の許可制から市長の許可制
への変更に伴い新設

は、被相続人に対してした第10条第1項の許可は、当該相続人に対してしたものとみなす。

3 第10条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。

4 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第17条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第10条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(廃止等の届出)

第18条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

・知事の許可制から市長の許可制
への変更に伴い新設

・知事の許可制から市長の許可制
への変更に伴い新設

第19条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人の登録)

第20条 卸売業者が市場において行う卸売のた

- ・業務規程への必須規定事項。
- ・卸売業務の事業報告書の提出とその閲覧について規定
- ・県が定める様式により報告する。

(せり人)

第11条 卸売業者が市場において行う卸売のた

- ・業務規程の必須規定事項ではな

めのせり人は、せり人として市長の登録を受け、かつ、知事に届け出た者でなければならない。

めのせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けた者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請があった場合、市長は、卸売業者から意見を聴取し、その者のせり人の業務に必要な知識及び経験について審査し、必要があると認めるときは、その者について必要な経験又は能力の有無の認定のため試験を行い登録の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、せり人の登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日及び登録番号

5 市長は、登録の申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない

いが、他市場に倣いせり人の規定を追加。

	ものであるとき。 (2) 市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者である者であるとき。 (3) せり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (せり人の登録の取消し) 第21条 市長は、せり人が前条第5項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。 (登録証の携帯等) 第22条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに記章を着用しなければならない。 第2節 仲卸業者 (仲卸業務の許可) 第12条 仲卸業務(市長が市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた	
2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。 第2節 仲卸業者 (仲卸業務の許可) 第12条 仲卸業務(市長が市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた	ものであるとき。 (2) 市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者である者であるとき。 (3) せり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (せり人の登録の取消し) 第21条 市長は、せり人が前条第5項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。 (登録証の携帯等) 第22条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに記章を着用しなければならない。 第2節 仲卸業者 (仲卸業務の許可) 第23条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	・「登録証の携帯」追加 ・現行条例を踏襲 ・仲卸業務規定削除

取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号及び住所
- (2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で、復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消し

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号及び住所
- (2) 法人の場合にあっては、役員の氏名、資本金又は出資の額及び定款又は規約
- (3) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸しの業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

・ 文言修正

・ 文言修正

を受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が、仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者(第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の役員若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(7) 申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで、第5号又は第6号の規定に該当する者があるとき。

(保証金)

第13条 仲卸業者は、契約の際、契約保証金15万円を市長に納付しなければならない。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の保証金について準用する。

(5) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(6) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(7) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで、第5号又は前号の規定に該当する者があるとき。

(仲卸業者の保証金の預託)

第24条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から30日以内に、市長に保証金15万円を預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を行うことができない。

3 第12条及び第13条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 預託期限追加
- ・ 第2項追加

・ 「卸売業者の保証金の充当」、「卸売業者の保証金の返還」準用

(仲卸業者の許可の取消し)

第14条 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

- (1) 第12条第3項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 前条に定める保証金を納付せず、又は許可を受けた日から起算して1か月以内に仲卸業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1か月以上休業したとき。

2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に意見を陳述する機会を与えなければならない。

3 前項の規定に基づいて行った処分によって、仲卸業者が損害を被むることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第25条 市長は、仲卸業者が第23条第3項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく第23条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がなく第23条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に当該仲卸の業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

3 第14条第3項の規定は、仲卸業者の許可の取消しについて準用する。

・文言修正

・「卸売の業務の許可の取消し」準用

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第15条 仲卸業者が営業(市場における仲卸業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第12条第3項の規定は、前2項の認可について準用する。

(仲卸業者の相続)

第16条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における仲卸業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、申請の日からその認可があった旨又はそ

(仲卸業者の事業の譲渡し等)

第26条 第15条から第17条までの規定は、仲卸業者の事業の譲渡し等、業務の相続及び名称変更等の届出について準用する。

・「卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け」、「卸売業務の相続」、「卸売業者の名称変更等の届出」準用

の認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第12条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第12条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。

(名称変更等の届出)

第17条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第12条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(3) 仲卸業務を廃止しようとするとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第27条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から90日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

・業務規程の必須規定事項ではないが、他市場に倣い、管理、監督強化のため新設

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第18条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売を受けようとする買受見込高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 卸売の相手方として必要な知識、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (2) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定す

(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第28条 卸売業者からせり売又は入札等の方法により卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあっては、役員の氏名、資本金又は出資の額及び定款又は規約
- (3) 卸売を受けようとする買受見込高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項に規定する承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 卸売の相手方として必要な知識、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (3) 申請者が市場の卸売業者若しくは仲卸業者

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

る暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

3 市長は、第1項の規定により、承認した者(以下「売買参加者」という。)の名簿を作成し、これを備えておくものとする。

(名称変更等の届出)

第19条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 売買参加者としての業務を廃止しようとするとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(4) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(売買参加者の名称変更等の届出)

第30条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第28条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (2) 売買参加者としての業務を廃止しようとするとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

(売買参加者の承認の取消し等)

第20条 市長は、売買参加者が第18条第2項の規定に該当することとなった場合は、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、承認を取り消し、又はその市場における売買取引を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。
- (3) 保管の費用又は損失金の支払を怠ったとき。
- (4) 正当な理由がなく、引き続き2か月以上市場内での業務を休止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは命令に違反し、又は公益を害する行為があったと市長が認めたとき。

(売買参加者の記章)

第21条 市長は、売買参加者を承認したときは、記章を交付するものとする。

2 売買参加者は、売買取引に参加するときは、記

(売買参加者の承認の取消し等)

第29条 市長は、売買参加者が前条第3項の各号のいずれかに該当することとなった場合は、承認を取り消し、又はその市場における売買取引を制限することができる。

2 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。
- (3) 市場の業務又は市場内における他人の業務を不当に妨害したとき。
- (4) 正当な理由がなく、引き続き60日以上休業したとき。

(売買参加者の記章)

第31条 市長は、売買参加者を承認したときは、記章を交付するものとする。

2 売買参加者は、売買取引に参加するときは、記

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

- ・ 現行条例を踏襲

章を着用しなければならない。

(売買参加者の保証金)

第22条 卸売業者は、卸売を受けようとする売買参加者から保証金の預託を受けることができる。

(売買参加者組合)

第23条 売買参加者が売買参加者をもって売買参加者組合を組織したときは、その規約、役員の氏名及び組合員の氏名を市長に届け出るものとする。これを変更したときも、また同様とする。

第4節 附属営業人

(附属営業人の許可)

第24条 市長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、買受人(仲卸業者及び売買参加者をいう。以下同じ。)その他市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、第3条で定める市場で取り扱う品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、飲食業を営む者及び市場の取扱品目の保管運搬等を行う者に限り、市場内に於いて店舗その他の施設を設けて営業することを

章を着用しなければならない。

(売買参加者の保証金)

第32条 卸売業者は、卸売を受けようとする売買参加者から保証金の預託を受けることができる。

第4節 附属営業人

(附属営業人の許可)

第33条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

(1) 第4条に規定する市場の取扱品目以外の食料品等の卸売の業務その他市場機能の充実に資するものとして業務を営む者

・ 現行条例を踏襲

・ 業務規程の必須規定事項でなく、関与する必要がないため削除

・ 現行条例を踏襲
・ 文言修正

許可することができる。

2 前項の許可を受けて市場内で営業しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び経歴
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 営業しようとする品目及び業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可をしたときは、許可証を交付し、当該許可を受けた者(以下「附属営業人」という。)との間に、契約を締結しなければならない。

4 市長は、第1項の許可を受けようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるときは、第1項の許可をしてはならない。

(2) 飲食業、金融業その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び経歴
- (2) 法人の場合にあっては、役員の氏名、資本金又は出資の額及び定款又は規約
- (3) 許可を受けて営もうとする業務の種類及び内容

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。
- (3) その業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。
- (4) その業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

・卸売業者、仲卸業者の許可条文中に倣い修正

(名称変更等の届出)

第25条 附属営業人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 附属営業人としての業務を廃止しようとするとき。

2 附属営業人が死亡し、又は解散したときは、当該附属営業人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保証金)

第26条 附属営業人は、契約の際、契約保証金10万円を市長に納付しなければならない。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の保証金

(5) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(6) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで及び前号の規定に該当する者があるとき。

(附属営業人の名称変更等の届出)

第36条 附属営業人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第33条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (2) 附属営業人としての業務を廃止しようとするとき。
- (3) 法人にあつては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき

2 附属営業人が死亡し、又は解散したときは、当該附属営業人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(附属営業人の保証金の預託)

第34条 附属営業人は、前条第1項の許可を受けた日から30日以内に、市長に保証金10万円を預託しなければならない。

・ 現行条例を踏襲

・ 預託期限追加

に関し準用する。

(附属営業の規制)

第27条 市長は、附属営業の適正な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、附属営業人に対し、その業務に関し必要な指示をすることができる。

(附属営業の許可取消し及び業務停止)

第28条 附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは契約に違反し、又は指示に従わないときは、市長は、第24条の許可を取り消し、又は業務を停止することができる。

2 附属営業人は、保証金を預託した後でなければその業務を行うことができない。

3 第12条及び第13条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。

(附属営業の規制)

第37条 市長は、附属営業の適正な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、附属営業人に対し、その業務に関し必要な指示をすることができる。

(附属営業人の許可の取消し)

第35条 市長は、附属営業人が第33条第3項第1号、第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第34条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第33条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内にその業務を開始しないとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第29条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第30条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分

(3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第38条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第39条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

・業務規程の必須規定事項

・業務規程の必須規定事項

・品目ごとの取引方法については、規則にて規定

についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。)

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品(同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。)に係る売買取引の方法については、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めたときは、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるため、その他やむを得ない理由により通常の卸売の開始時刻以前に卸売をする場合

(7) 第38条ただし書の規定により、市場におけ

る買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品に係る売買取引の方法については、市場における入荷量が一時的に著しく減少した場合又は需要が一時的に著しく増加した場合であつて、市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更したときは、速やかにその数値を市場の見やすい場所に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の単位)

第31条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(秘密取引の禁止及び売買呼値)

第32条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行つてはならない。

2 卸売の売買取引に用いる呼値等(消費税及び

(売買取引の単位)

第42条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(秘密取引の禁止及び売買呼値)

第43条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行つてはならない。

2 卸売の売買取引に用いる呼値等(消費税及び

・現行条例を踏襲

・現行条例を踏襲

地方消費税の額を含まない。)は、金額で呼称しなければならない。

(指値のある受託物品)

第33条 受託物品に指値(消費税及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。)のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第34条 卸売のためのせり売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格(消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。)を3回呼びあげたとき、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼びあげ回数は、時宜により変更することがある。

地方消費税の額を含まない。)は、金額で呼称しなければならない。

(指値のある受託物品の表示等)

第41条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けを行った生鮮食料品等(以下「受託物品」という。)に指値のある場合は、受託物品の卸売の開始前にその旨を表示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による表示をせず卸売を開始したときは、指値等をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

- ・ 規則にて規定

4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、申込みの順位又は推薦その他適当な方法によりせり落とし人を決定する。

5 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちにその価格及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

(入札の方法)

第35条 卸売のための入札売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し、又は呼びあげた後、入札人に対し一定の入札用紙に氏名、入札金額(消費税及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。)その他指示事項を記載させて、これを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。

3 前条第2項ただし書、第4項及び第5項の規定は、入札売の場合に準用する。

4 卸売のための入札売が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

(1) 入札人を確認できないとき。

(2) 入札金額その他指定事項が不明なとき。

(3) 入札に際して不正行為があったとき。

(異議の申立て)

・規則にて規定

第36条 せり売又は入札売に参加した者がそのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに市長にこれを申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第37条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、

(差別的取扱いの禁止等)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第48条の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第44条 卸売業者は、市場における卸売については、仲卸業者又は売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、仲卸業者又は売買参加者の買受けを不当に制限することとな

・規則にて規定

・業務規程の必須規定事項である卸売業者による差別的取扱いの禁止

・市場ごとに定める取引ルール「受託拒否の禁止」の規定

・引き続き禁止とするが、そもそも明確な規定がなかったため、新設

・「正当な理由」は規則にて規定

・市場ごとに定める取引ルール「第三者販売の禁止」の規定

・引き続き禁止とするため、現行条例を踏襲

・監督強化のため届出義務化

この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがあるとき。
- (2) 買受人に対して卸売をした後、残品を生じたとき。
- (3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、この市場からの卸売の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。

(自己の計算による卸売の禁止)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自己の計算において卸売をすること

らないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多い又は市場に出品された物品が仲卸業者又は売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合
 - (2) 仲卸業者又は売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合
 - (3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、この市場からの卸売の方法によっては当該市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合
- 2 卸売業者は、前項ただし書の規定による卸売を行った場合は、速やかにその品目、数量、価格及び相手方を市長に報告しなければならない。

- ・「買付販売」に関する規定
- ・卸売市場法では 2004 年改正で削除

ができる。

- (1) 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している物品の卸売をする場合
- (2) 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない物品の卸売をする場合
- (3) 需要が比較的安定している物品であって、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものの卸売をする場合
- (4) 卸売業者が買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき物品を確保する必要がある場合であって、市場の利用者の利便性の向上を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当である場合
- (5) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては物品の出荷を受けることが著しく困難であって、自己の計算において卸売をしても卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと市長が認めた場合

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、市長が指定する場

- ・市場ごとに定める取引ルール「商物一致」の規定
- ・引き続き禁止とするが、そもそ

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受
けの禁止)

第40条 卸売業者(その常勤役員及び使用人を
含む。)は、自己の業務に係る取扱品目の部類に
属する物品についてされる卸売の相手方とし
て、物品を買い受けてはならない。ただし、買受
人の買受けを不当に制限することとならないと
認められる場合は、この限りでない。

第41条 削除

所にある物品については、この限りでない。

2 前項ただし書の指定を受けようとする卸売業
者は、市長にその承認を受けなければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受
けの禁止)

第46条 卸売業者(その役員及び従業員を含
む。)は自己の業務に係る取扱品目の部類に属す
る物品についてされる卸売の相手方として、物
品を買い受けてはならない。ただし、物品の適正
な流通を阻害するおそれがなく、かつ、円滑な流
通を図るためやむを得ないと認められる場合
で、市長が承認したときは、この限りでない。

(売買取引条件の公表)

第47条 卸売業者は、次に掲げる事項について、
インターネットの利用その他の適切な方法によ
り公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に
関し出荷者、仲卸業者又は売買参加者が負担

も明確な規定がなかったため
新設

- ・市場ごとに定める取引ルール「
卸売業者の自己買受」の規定
- ・引き続き禁止とするため、現行
条例を踏襲
- ・「市長の承認」追加
- ・文言修正

- ・業務規程の必須規定事項
- ・新設

(受託契約約款)

第42条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 前項の受託契約約款の事項は、市長が別に定める。

3 卸売業者は、第1項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知させなければならない。

(受託物品の検収)

第43条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実に行之、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち会いその了承を得られたときは、この限りでない。

する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託契約約款)

第48条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の受託契約約款の事項は、市長が別に定める。

3 卸売業者は、第1項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない

(委託物品の受領通知及び検査)

第49条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品を受領したときは、直ちにその種類、数量、等級、品質及び受領日時を文書により委託者に通知しなければならない。ただし、受領した後、遅滞なく売買仕切書を発送する場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の受領に当たっては、検収を確実に行之、その種類、数

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

量、等級、品質等について異状を認めたときは、受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち会いその了承を得られたときは、この限りでない。

(取引物品の下見)

第50条 市場における卸売のための売買取引は、仲卸業者又は売買参加者に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

2 見本又は銘柄による売買の場合は、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示して行わなければならない。

(卸売物品の明示、引取り及び保管)

第51条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品が明らかになるよう措置するとともに、その物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が卸売を受けた物品の引取りを怠ったと認められる場合は、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売

・ 現行条例を踏襲
・ 文言修正

・ 現行条例を踏襲
・ 文言修正

(取引物品の下見)

第44条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

2 見本又は銘柄による売買の場合は、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示して行わなければならない。

(卸売物品の引取り)

第45条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がないのに買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第46条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。
- (2) 不当な価格が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めたとき。

(衛生有害物品の売買禁止)

第47条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬

をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)が前項に規定する仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(売買取引の制限)

第55条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。
- (2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めたとき。

2 卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受け代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第56条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬

- ・ 現行条例を踏襲
- ・ 文言修正

- ・ 現行条例を踏襲

入されることがないよう努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は搬出を命ずることができる。

(卸売予定数量等の公表)

- 第48条 卸売業者は、毎開場日、主要な品目について、その日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告に基づき、市場における毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。
 - 3 前項の規定による公表は、市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

入されることがないよう努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の公表)

- 第57条 卸売業者は、毎開場日、主要な品目について、その日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の報告を行ったときは、速やかにその報告内容を公表しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の報告に基づき、市場における毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。
 - 4 市長は、前2項の公表の内容が同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。
 - 5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第47条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

・開設者・卸売業者による卸売予定数量等の公表は、業務規程の必須規定事項

(仕切り及び送金)

第49条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して速やかに売買仕切書及び売買仕切金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について両者間で特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書に当該卸売をした品目、等級、価格及び数量を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の額)

第50条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場

(仕切り及び送金)

第58条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して、速やかに売買仕切書及び仕切金(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項に規定する売買仕切書に、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量(当該委託者の責めに記すべき理由により第53条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量)を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の額)

第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の委託手数料の額が委託者に対

- ・業務規程の必須規定事項
- ・現行条例を踏襲

- ・現行条例を踏襲

- ・第2項「委託手数料の額の揭示」

又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(買受人の支払義務)

第51条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引受け後速やかに買受代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあっては買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額、その他の場合にあっては消費税及び地方消費税の額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、支払猶予の特約のある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の特約は、他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第52条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)については、正当な理由があると認められるときでなければ、これを変更してはならない。

して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(仲卸業者及び売買参加者の支払義務)

第52条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品の引渡しを受けた後、速やかに買受け代金(消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を支払わなければならない。ただし、買受け代金について支払猶予の特約がある場合は、この限りでない。

- 2 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者との間に買受け代金について支払猶予の特約をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第53条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の変更をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると確認した場合は、この限り

は第46条に規定するため削除。

・業務規程の必須規定事項

・監督強化のため「市長の承認」追加

でない。

(仲卸業者の業務の規制)

第54条 仲卸業者は、開設区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをすること。
- (2) その許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をすること。

2 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の前月中の販売実績を毎月10日までに市長に報告しなければならない。

- ・市場ごとに定める取引ルール、仲卸業者の「直荷引き」を規制する規定
- ・引き続き禁止とするが、そもそも明確な規定がなかったため新設

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第53条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、指値その他の条件のある受託物品を相当期間内にその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知して、その指示を受けなければならない。

- ・規則にて規定

(売買仕切金の前渡し等)

第54条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)を前渡しし、又は保証金の差入れ若しくは資金の貸付けをすることができる。

2 前項の売買仕切金の前渡し等は、卸売業者の財務の健全性を損い、又は適正な運営を害するものであってはならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第60条 卸売業者は、出荷を誘引するために、市長の承認を受けて出荷者に対し売買仕切金を前渡しし、保証金を差し入れ、又は資金を貸し付けることができる。

2 前項の売買仕切金の前渡し等は、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は適正かつ健全な運営を害するものであってはならない。

(出荷奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定した供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の出荷奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は適正かつ健全な運営を害するものであってはならない。

(完納奨励金の交付)

第62条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

・ 監督強化のため「市長の承認」
追加

・ 市場活性化のため新設
・ 監督強化のため「市長の承認」
必須
・ 新設

・ 市場活性化のため新設
・ 監督強化のため「市長の承認」
必須
・ 新設

第55条 削除

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第56条 卸売業者、買受人及び附属営業人等が市場内で使用する用地、建物その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長がこれを指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第57条 前条の指定を受けた者(以下「使用者」

(決済の方法)

第63条 市場における売買取引の決済は、第52条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第64条 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び附属営業人等が市場内で使用する用地、建物その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長がこれを指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第65条 前条の指定を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途若しくは原状

- ・業務規程の必須規定事項
- ・新設

- ・現行条例を踏襲
- ・文言修正

- ・現行条例を踏襲

という。)は、当該市場施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認を受けて市場施設の原状を変更した者は、当該市場施設を返還するときは、これを原状に復し、又はこれに要する費用を弁償しなければならない。

(指定の停止又は取消しその他の規制)

第58条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示、命令に違反したときは、使用指定を停止し、若しくは取り消し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

- 2 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(補修及び弁償)

第59条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はその

を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認を受けて市場施設の原状を変更した者は、当該市場施設を返還するときは、これを原状に復し、又はこれに要する費用を弁償しなければならない。

(指定の停止又は取消しその他の規制)

第66条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示、命令に違反したときは、使用指定を停止し、若しくは取り消し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

- 2 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(補修及び弁償)

第67条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はその

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

費用を弁償しなければならない。

(施設の返還)

第60条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可若しくは承認の取消しその他の理由により、市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に、当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第61条 市場の使用料は、別表第4に掲げる額に、1.1を乗じて得た額とする。

2 前項の使用料の算定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

3 使用者は、その施設使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

4 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、その使用者の負担とする。

5 卸売業者の納付すべき市場の使用料は、第1項の規定にかかわらず、市場の使用料(附属営業施設使用料及び会議室使用料を除く。)の合計額が月間取扱金額に1,000分の10を乗じて

費用を弁償しなければならない。

(施設の返還)

第68条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可若しくは承認の取消しその他の理由により、市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に、当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第69条 市場の使用料は、別表に掲げる額に、1.1を乗じて得た額とする。

2 前項の使用料の算定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

3 使用者は、その施設使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

4 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、その使用者の負担とする。

5 卸売業者の納付すべき市場の使用料は、第1項の規定にかかわらず、市場の使用料(附属営業施設使用料及び会議室使用料を除く。)の合計額が月間取扱金額に1,000分の10を乗じて

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

得た額を超過するときは、その超過分は徴収しないものとする。

6 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第5章 管理

(報告及び検査)

第62条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人又は附属営業人に対し次の措置を執ることができる。

- (1) 業務又は財産に関する報告又は資料の提出を求めること。
- (2) 市職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務、財産の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

- (3) 業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を指示すること。

得た額を超過するときは、その超過分は徴収しないものとする。

6 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第5章 管理

(報告及び検査)

第70条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は附属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はこれらの者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善措置命令)

第71条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は附属営業人に対し、その業務若しくは会計に関し必要な改善措置を

- ・業務規程の必須規定事項
- ・現行条例を踏襲
- ・文言修正

- ・業務規程の必須規定事項
- ・単独で条文化

(監督処分)

第63条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第12条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第18条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、附属営業人がこの条例若しくはこの

とるべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

(監督処分)

第72条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第10条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第23条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第28条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、附属営業人がこの条例若しくはこの

- ・業務規程の必須規定事項
- ・現行条例を踏襲
- ・文言修正

条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第24条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 市長は、第56条第2項の規定により市場施設を利用している者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反

条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第33条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 市長は、第64条第2項の規定により市場施設を利用している者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した

した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 7 市長は、卸売業者、買受人又は附属営業人について、法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、市場への入場を停止するほか、その卸売業者、買受人又は附属営業人に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

(市場秩序の保持)

第65条 市場へ入場する者(以下「市場入場者」という。)は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 7 市長は、卸売業者、仲卸業者若しくは売買参加者又は附属営業人について、法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

(市場秩序の保持)

第73条 取引参加者及びその他の市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者及びその他の市場へ入場する者に対し、適当な措置をし、又は市場の入場の制限をすることができる。

- ・業務規程の必須規定事項
- ・現行条例を踏襲
- ・文言修正

(承認を受けない営業の禁止)

第65条 市場において、市長の承認を受けずに物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(市場内の衛生管理及び清潔の保持)

第66条 出荷者、卸売業者、買受人、附属営業人その他の市場の利用者(以下「市場業務関係者」という。)は、市場の衛生環境の保全に努め、清潔を保持しなければならない。

2 市場業務関係者は、市場内において市長の許可なく物品の処理加工等を行い、汚物若しくは汚濁水を投棄し、又は自己の所有に係る物品、容器、残滓さい物その他の物件を放置してはならない。

3 市長は、市場業務関係者に対し、その施設について保健衛生又は場内整頓のための必要な措置を命ずることができる。

(備品帳簿)

(無許可営業の禁止)

第74条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場内の衛生管理及び清潔の保持)

第75条 出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及びその他の市場の利用者(以下「市場業務関係者」という。)は、市場の衛生環境の保全に努め、清潔を保持しなければならない。

2 市場業務関係者は、市場内において市長の許可なく物品の処理加工等を行い、汚物若しくは汚濁水を投棄し、又は自己の所有に係る物品、容器、残滓さい物その他の物件を放置してはならない。

3 市長は、市場業務関係者に対し、その施設について保健衛生又は場内整頓のための必要な措置を命ずることができる。

(備付帳簿)

・ 現行条例を踏襲
・ 文言修正

・ 現行条例を踏襲
・ 文言修正

・ 現行条例を踏襲
・ 文言修正

第67条 市長は、買受人及び附属営業人の承認台帳その他の帳簿を備え、必要な事項を明確に記載するものとする。

2 卸売業者は、市長が別に定める帳簿を備え、必要な事項を明確に記載しなければならない。

(卸売業務の代行)

第68条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対する販売の委託があった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいなか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、市長が自ら卸売の業務を行うものとする。

第76条 市長は、仲卸業者、売買参加者及び附属営業人の承認台帳その他の帳簿を備え、必要な事項を明確に記載するものとする。

2 卸売業者は、市長が別に定める帳簿を備え、必要な事項を明確に記載しなければならない。

(卸売業務の代行)

第77条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、卸売業者に対し販売の委託があり、又は卸売の申込みがあった物品について、市長は、自らその卸売の業務を行うものとする。

(許可等の制限又は条件)

第78条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとなるものであ

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

・ 1 卸のため第1項削除

・ 他市場に倣い新設

第6章 市場運営協議会

(運営協議会の設置)

第69条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、山陽小野田市地方卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次の事項について協議し、市長にその意見を提出する。

- (1) 市場の管理及び運営に関すること。
- (2) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。
- (3) この条例の改正に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

(組織)

第70条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第71条 委員の任期は、2年とする。ただし、再

ってはない。

第6章 市場運営協議会

(運営協議会の設置)

第79条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、山陽小野田市地方卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次の事項について協議し、市長にその意見を提出する。

- (1) 市場の管理及び運営に関すること。
- (2) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。
- (3) この条例の改正に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

(組織)

第80条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第81条 委員の任期は、2年とする。ただし、再

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7-2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7-3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7-4条 会長は、協議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その

任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8-2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8-3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8-4条 会長は、協議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

・ 現行条例を踏襲

意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務) 第75条 協議会の庶務は、経済部農林水産課において処理する。 (運営) 第76条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 第7章 雑則 (委任) 第77条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務) 第85条 協議会の庶務は、経済部農林水産課において処理する。 (運営) 第86条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 第7章 雑則 (委任) 第87条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。	・ 現行条例を踏襲 ・ 現行条例を踏襲 ・ 現行条例を踏襲
---	--	--